

あゆみ幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園は教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいて幼児を保育し適正な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 この幼稚園はあゆみ幼稚園という。

(位置)

第3条 この幼稚園は埼玉県越谷市恩間新田221番地に設置する。

(入園資格)

第4条 この幼稚園に入園できる者は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員)

第5条 この幼稚園の収容定員は200人とする。

第2章 保育年限、保育時間、保育期及び休園日

(保育年限)

第6条 この幼稚園は次の保育年限とする。

5歳児	1年
4歳児	2年
3歳児	3年以上

(保育時間及び保育週数)

第7条 1日の保育時間は原則として4時間とし年間教育週数は39週以上とする。ただし季節によって多少変更することができる。

(保育期)

第8条 1年を次の3保育期にわけるとする。

第1保育期	4月1日から	8月31日まで
第2保育期	9月1日から	12月31日まで
第3保育期	1月1日から	3月31日まで

(休園日)

第9条 この幼稚園の休園日は次のとおりとする。

- 1.日曜日
- 2.国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3.夏期休園 7月21日から9月7日まで
- 4.冬期休園 12月21日から1月10日まで
- 5.春期休園 3月21日から4月7日まで
- 6.開園記念日
- 7.毎月第2、第4土曜日
- 8.その他園長が必要と認めたとき

第3章 保育課程、編成及び教職員組織

(保育内容)

第10条 この幼稚園の保育内容は次のとおりとする。

健康、人間関係、環境、言葉、表現、その他園長が必要と認めたもの。

(編成)

第11条 園児は年齢別に6学級の編成とする。

(教職員組織)

第12条 この幼稚園は次の教職員を置く。

- 1.園長
 - 2.教諭5人以上
 - 3.助教諭1人以上
 - 4.園医1人以上、歯科医1人、薬剤師1人
 - 5.事務職員1人以上
- 2.前項において特別の事情があるときは、教諭のうち学級数の3分の1の範囲内で専任の助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。
- 3.園長は園務を処理し所属職員を指揮監督する。

第4章 入園、退園、休園、修了及びほう賞

(入園許可)

第13条 入園については園長の許可を要する。

(入園申込)

第14条 入園しようとする者の保護者は本園所定の申込書等に選考料を添えて園長に提出するものとする。

(入園手続)

第15条 入園を許可された者の保護者は本園所定の書類に入園料を添えて入園の際提出しなければならない。

(休園、退園)

第16条 休園または退園しようとする者はその理由を記載して保護者から園長に届け出るものとする。

第17条 園長は、伝染性疾患にかかりまたはそのおそれのある園児の保護者に対してその園児を休園させるよう命ずることができる。

(修了証書)

第18条 この幼稚園所定の保育課程を修了したのものには修了証書を授与する。

(ほう賞)

第19条 心身の発達著しく他の模範となる者には、これをほう賞する。

第5章 保育料、入園料及びその他の納入金

(保育料)

第20条 保育料は月額26,000円とし毎月園の指定する日時に幼稚園の窓口で納入しなければならない。

(入園料)

第21条 入園料は72,000円とする。

(選考料)

第22条 選考料は5,000円とする。

(その他の納入金)

第23条 絵本代は毎月実費を保育料とともに納入する。

(納入金の不還付)

第24条 既納の保育料、入園金等は返還しない。ただし特別の事由がある場合その全部又は一部を返還する。

附 則

1. この園則は1989年4月1日から施行する。
2. この園則は1990年4月1日から施行する。
3. この園則は1991年4月1日から施行する。
4. この園則は1992年4月1日から施行する。
5. この園則は1993年4月1日から施行する。
6. この園則は1994年4月1日から施行する。
7. この園則は1998年4月1日から施行する。
8. この園則は2008年10月1日から施行する。
9. この園則は2014年4月1日から施行する。
10. この園則実施に必要な細則は園長が別に定める。